

市長所信表明 2004 年（平成 16 年）12 月

おはようございます。

本日、平成 16 年 12 月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今議会は、私が、市政を担当することとなって初めての定例会でありますので、提出議案の御説明に先立ち、今後の市政に取り組む私の基本的な考え方及び特に重点をおいて取り組むべきと考えております施策について申し述べ、議員各位をはじめ、市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

21 世紀を迎え、いま、地方自治体を取り巻く環境は急激に変化し、まさに、歴史の大きな転換期にあります。

地方分権と共に、少子高齢化、グローバル化、高度情報化、地球規模での環境問題など時代の大きな潮流の中で、地方自治という大きな舵を操り、この荒波を乗り越え、如何に自らの輝ける地域を形作って行くのか、地域の個性や魅力を最大限に引き出すための地方自治体の首長と議会のリーダーシップが、何よりも重要となっております。

また、構造改革、財政改革の名の下に、地方が一方的に切り捨てられつつある現下の行財政、経済状況の下では、地域間格差がより一層顕在化・拡大化しつつあります。

このような時こそ、時代の流れと市民の皆様方の夢・希望を的確に見極め、将来への明確なビジョンと情熱を持ち、市民の先頭に立って、時代を切り拓いていくことが求められております。

私は、新生吉野川市の将来を左右するこの重要な時期に、市政の舵取り役を任されたことを誇りに思いますとともに、その責任の重さに、改めて、身の引き締まる思いがいたしております。

これまでの私の政治経験や地方自治に携わった経験、培ってまいりま

した人脈など、その全てを投入するとともに、持ち前の郷土吉野川市の発展にかける情熱と行動力を最大限発揮し、市民の皆様への期待にお応えすべく、市政運営に全力を注いでまいり所存であります。

次に、新生吉野川市の<sup>まち</sup>市づくりの基本的方向について、申し述べたいと存じます。

本市のシンボルであり、四季折々に自然の豊かさを見せてくれる吉野川は、流域に生活する誰もが持っている心の原風景であります。

私たちの先輩は、この吉野川と時には対峙し、時には睦み、幾多のまちづくりの歴史を刻んでまいりました。

その諸先輩方のご努力が、この度の吉野川市発足という形で結実したものであります。

私といたしましては、本市に集った3町1村がそれぞれに育んできた歴史や文化などの地域の特性を活かしながら、ともに一つとなったそのパワー・ポテンシャルを十二分に活かし、次の世代に夢ある未来、吉野川市を引き継いでいかななくてはならない、と考えております。

また、私は、「政治の原点は、ヒューマニズムである。人の心の痛みを知り恩義には恩義で応えること。」を信条とし、人々の幸せのため「今、何を為すべきか」、常に自らに問いかけながら、これまで行動してまいりました。

そして、これからの時代は、行政が<sup>まち</sup>市づくりの主役になるのではなく、市民の皆様一人ひとりが主役となって、夢を持っていきいきと生活し、地域も活力があふれ輝いているような<sup>まち</sup>市、市民の皆様がともに夢を紡げる<sup>まち</sup>市、の実現を図って行かなければならない、と考えております。

この度の市長選挙におきまして、市民の皆様方にお示しした「吉野川市地域創造プラン」は、このような私の強い決意と、愛する吉野川市の発展を願う思いを取りまとめたものであります。

その中には、市として新たに取り組むべき施策、これまでの取り組みを更に進めていく施策など様々なものが含まれておりますが、地方自治

体を取り巻く厳しい財政状況の中で、これらの施策を、今後どのように構築し、「人輝き 地域輝く 夢紡ぐ 吉野川市」を実現していくかが、私に課せられた使命であり、まず、そのための総合計画の策定に着手いたします。

この計画は、三位一体改革などの現下の厳しい財政状況や「新市建設計画（麻植郡4町村合併まちづくり計画）」を踏まえ、吉野川市の新たな基盤として当面4年間に早急に取り組むべき施策の行動計画として策定いたしたいと考えております。

その中で、特に、重点的、戦略的に取り組むべき施策について、申し述べたいと存じます。

第一は、「合併の効果を活かす行財政改革の断行（よしのがわ行政体制整備プラン）」であります。

就任の挨拶でも述べましたが、この度の吉野川市の誕生に当たり、市民の皆様からは、合併を契機とするまちづくりへの期待の声も少なからず寄せられておりますが、「新市建設計画」をはじめとする吉野川市の行財政運営に対する不安の声も多く寄せられております。

不安の声の背景には、吉野川市の合併が、平成における県下初の合併であること、合併をめぐる調整が必ずしもスムーズには運ばず、紆余曲折しながら進んできたこと、全国的に、合併した市町村の財政状況も厳しいといった報道が再々なされていること、などがあると受け止めております。

こうした様々な不安を取り除き、合併の効果を最大限に発揮し、合併の成功例として吉野川市の名を高めていくためには、何はさておき、まず、行財政改革に真摯に取り組まなければならないと考えております。

当市は、市となったことに伴う福祉事務所の設置や、分庁方式をとったことなど、職員の増加要素はあるというものの、同規模の市と比べても職員数が多いと言わざるを得ません。

合併協定では、「職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。」とされ、合併協議においては、3人の退職につき2人を採用することにより、10年間で約50人を削減するということが協議が整っておりますが、現在の社会経済情勢に鑑み、これでは不十分であり、更に厳しい姿勢で臨まざるを得ないと考えております。

特に、ここ数カ月間に、三位一体の改革を巡って出てきた交付税削減の財務省の考えや各省庁の補助金削減の姿勢等を見ておりますと、合併に伴う普通交付税の特例や合併特例債の活用などによって、10年程度間に、市としての基盤整備を図るとともに地方自治体としての地力をつける、といった悠長な考えでは、自治体として、到底、生き残れないのではないかという思いを強くいたしております。

もちろん、今後、地方分権を進めていく過程で、市役所の機能強化と市民への行政サービスの向上を図るため、政策法務部門の強化や専門職員の配置など増員要素もありますが、限られた人件費の中でいかに有為な人材を育成・配置・確保していくかということが、当市が生き残る上で、極めて重要なポイントであると考えております。

このため、吉野川市が置かれている厳しい状況の中、市民の目線に立って市民自治を進めていかなければ、市として生き残れないということをもっと職員に意識づけ、市民サービスの向上のために何をなすべきか主体的に考え、取り組むよう意識改革を促すとともに、より厳しく人員削減に取り組む必要があります。

まさに、これからの数年が、我が吉野川市の正念場であります。

そのため、私自らがトップに立つ「行財政改革推進本部」を設置し、公（おおやけ）が本来なすべきことを明らかにする中で、市の果たすべき役割を明確にし、NPO法人やボランティア団体など各種団体、民間事業者等に委ねられるものは委ねるといった姿勢を持って、事務事業、組織のあり方を見直すなど、行財政改革に取り組んでまいります。

また、「新市建設計画」に盛り込まれた事業については、基本的に尊

重することとしておりますが、市を取り巻く財政状況が大きく変化していることから、

例えば、図書館や文化ホールなど箱もの施設の建設について、必要性や統合施設化の可能性、また、事業の優先度や既存施設の活用策はないかなどの観点から、十分吟味するとともに、市民の皆様の声を踏まえながら、重点化を図るなど、見直してまいりたいと考えております。

第二は、市民本位の市政運営を図る「よしのがわパートナーシッププラン」の実行であります。

先ほども述べましたが、これまで市民の皆様から寄せられた御意見の中には、吉野川市が抱える課題、問題について、行政の側がともすれば見落とししがちな点を的確に指摘するものがございます。

合併後も旧4町村の地域の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するため、合併協定で設置することとされております地域審議会については、既に公募委員の募集を開始し、設置に向けた準備を進めているところであります。

これとは別に、市政のスタートに当たり、市民の皆様により近づき、市民本位の市政運営を行うため、市民の皆様の期待や不安などを率直に話し合える場として、「吉野川市市政懇談会（仮称）」を各小学校区を単位として実施することとし、本年度末までに市内15小学校区全てを一巡できるよう、既に指示いたしましたところであります。

これまで、ともすれば、行政において、様々な計画の立案段階では、なかなか市民の皆様の生の声を伺うことがなかったわけではありますが、私といたしましては、「まずは市民の皆様の声を」ということで、計画の素案（骨子）を作成する前段として、実施するものであります。

いただきました市民の皆様の御意見につきましては、可能な限り計画の立案や地域審議会への諮問に当たっての参考意見として反映させてまいりたいと考えております。

また、市政の透明性を高めるため、広報紙「広報よしのがわ」やホームページの充実、FM放送、新聞、ケーブルテレビの活用等により、市政運営の各段階において的確に情報を発信するとともに、情報公開制度の適正な運営を図ってまいります。

更に、性別に関わりなく個性と能力を発揮できるまちづくりを進めていくことが、これからの吉野川市の発展につながるという観点から、男女共同参画条例の制定を目指してまいります。

第三は、吉野川市の次代を担う子供たちの豊かな人間形成をめざす「よしのがわ子育て支援プラン」の実施であります。

子供たちは、言うまでもなく吉野川市の宝であります。いかに繁栄を誇っておりましても、若者が増えない町はさびれて行きます。教育環境、子育ての環境を整えることが、若者が定住するインセンティブになると信じております。

吉野川市の合併の目玉として、川島高等学校に併設の県立中学校が平成18年度に開校することとなりましたが、市内全域の中学校の教師、生徒にとって大きな刺激となり、これを契機として、教育水準の一層の向上が期待されます。

そうした効果をさらに発揮していくため、県との連携を図るとともに、安全で快適な教育環境を整備するため、老朽化している市内の公立学校について、学校施設優先度調査を早急に実施し、保護者や地域の皆様の御意見を伺いながら、施設の計画的な整備に努めてまいります。

また、少子化が急速に進行する一方で、子育てに関するニーズが多様化していることから、当面は既存施設の有効活用を図りながら、働く女性や共働き世帯を支援し、子供を育てやすい環境を整えるため、幼保一元化を視野に入れた形での施設の整備方針を検討してまいるとともに、

核家族化の進展等に伴い保護者が孤立したり、子育てに不安や負担を抱えることのないよう、地域や、ボランティア等の協力を仰ぎながら、そうした保護者への支援体制（相談業務）を充実させてまいりたいと考え

ております。

そうした施設の運営や相談業務等につきましては、可能な限り保護者や地域、ボランティア等の協力を仰いでまいります。

第四は、健康な暮らしと安全の確保をめざす「よしのがわ安らぎ創造プラン」の実施であります。

先般の台風23号への対応において、災害対応における様々な課題が明らかになってまいりました。明らかになりました課題について、より良い方策を検討し、今後作成する「吉野川市の地域防災計画」において改善策を盛り込んでいくよう指示いたしております。

特に自主防災組織を中心とする地域の防災力を高めていくことが、先般のような大規模な水害をはじめ、発生が確実といわれている南海地震等の震災への対応において大変有効であると確信しておりますので、地域における市民の皆様の自主的な活動を奨励し、地域の防災活動を支援してまいります。

また、市となったことに伴い、生活保護を中心とする福祉事務所の業務が移管されましたが、これらの事務が円滑に行われますよう体制を整えてまいりますとともに、社会福祉協議会と連携することにより、社会福祉事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

更に、市民が健康で安心して暮らせる環境を整えるため、各種検診や健康相談等の充実、また、休日・夜間の医療体制について医師会などの協力を仰ぎながら、体制を充実してまいりたいと考えております。

第五に、基礎的な生活基盤の整備をめざす「よしのがわ基盤整備プラン」の推進であります。

情報化が進展する中、市民誰もが簡単に情報にアクセスできる情報通信網の整備が不可欠となっております。

また、地上テレビジョン放送については、2011年にデジタル化へ

移行することが決定されていることから、ケーブルテレビ施設をいかに整備するかも含め、今後、市民の皆様の御意見も伺いながら、効果的、効率的な整備方法等について方針を定めてまいりたいと考えております。

更に、都市基盤である街路等の道路整備については、効果の早期発現の可能性等を基準に重点化を図り、真に必要な道路等について整備を図ってまいるとともに、公共下水道などの汚水処理施設については、「汚水処理適正化構想」に基づき、計画的に整備を図ってまいります。

最後になりますが、市となったことにより情報発信の機会が飛躍的に増大することから、清掃ボランティア活動による官民合わせたアドプトプログラムや市民の一体感を醸成するためのイベントを市民参加により実施する「いやしりバー吉野川創造運動」の展開、「麻植にちなんだ忌部サミット」など民間が実施する事業への協力等により、「吉野川市」の名前を全国にPRしてまいるとともに、

「吉野川」という全国的なネームバリューを活用し、阿波和紙、梅、焼き肉のたれ、蜂蜜などの物産品について、吉野川市の名前にちなんだ新たなブランドを創設し、全国にPRしてまいりたいと考えております。

こうした取り組みを進めることによって、企業等の進出の可能性が高まるとともに、雇用の場の拡大、定住化の促進につながり、合併の成果を上げた（徳島県の中流域の中核）都市として、「吉野川市」が、全国的にも認知されることが可能となると考えております。

次に、今定例会に提出いたしております案件について、概要を御説明申し上げます。

上程いたしております案件は、条例案1件と予算議案件11件、過疎地域自立促進計画1件、4つの一部事務組合及び徳島中央広域連合の規約の変更5件でございます。

まず、議第16号は、吉野川市治山事業分担金徴収条例の制定でございます。市が行う県単治山事業の受益者に対し、その費用の一部を負



担させるため、地方自治法第228条第1項の規定により、分担金の付加基準など、徴収に関し必要な事項を定めるものでございます。

議第17号は、平成16年度吉野川市一般会計予算を定めるものでございまして、10月1日に専決しました暫定予算及び10月28日に専決しました暫定補正予算を吸収する形で、本予算として定めるものでございます。

議第18号吉野川市国民健康保険特別会計予算から議第27号吉野川市水道事業会計予算までの10件につきましても、一般会計予算同様、10月1日に専決しました暫定予算を吸収する形で、本予算として定めるものでございます。

議第28号は、吉野川市美郷区域過疎地域自立促進計画を定めるものでございまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、美郷区域の自立促進を図るための基本的方針などを定めた計画を策定するものでございます。

議第29号から議第33号につきましては、吉野町、土成町、市場町及び阿波町が、合併により平成17年4月1日に阿波市となることに伴い、阿北火葬場管理組合など4つの一部事務組合及び徳島中央広域連合

につきまして、一部事務組合及び徳島中央広域連合を組織する地方公共団体の数に変更が生じることから、それぞれ（の一部事務組合及び徳島中央広域連合を）組織する地方公共団体の数を減少し、（一部事務組合及び徳島中央広域連合）規約を変更するものでございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、個々の詳細につきまして、後ほど説明させていただきますので、十分御審議の上、原案どおり御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。